

「予防保全型への転換に向けた舗装延命技術」に関する公募

公募要領

1 公募の目的

国土交通省では、道路分野における安全、高品質、低コストな道路サービスの提供、道路事業関係者のプロセス改善、産業の活性化を目的に、良い技術は活用するという方針の下、道路分野における新技術導入促進方針をとりまとめ、新技術の導入促進を進めています。

現在、舗装の予防保全型管理への速やかな転換が図られているところであり、速やかな転換を目指すためには、水準以下に老朽化している施設（路盤以下の層が損傷している区間）への措置を実施することが求められています。また、このような舗装の更新頻度を減らすためには、路盤の損傷を進行させないことが重要であり、路盤の耐久性を高めることで今後の修繕間隔を延ばすことが可能となり、舗装の長寿命化へとつながると考えられます。また、舗装損傷の進行は、路面または表層等内の損傷が原因となることがあるため、路面を健全に保つため適切に路面補修を行って延命化することも、結果として長寿命化へとつながると考えられます。

このような背景から、舗装の予防保全型管理への早期転換のもと、LCC低減や外部不経済の減少等を図ることを目的に、修繕時、補修時における舗装の長寿命化、延命化技術の活用促進を図るため、以下を要件として新たな舗装技術を公募します。

2 公募する技術

(1) 公募技術

公募する技術は、以下の①、②のどちらか一方を満たす技術である。

① 路盤の高度化技術

アスファルト舗装の路盤打換えにおいて、上層路盤または下層路盤に関する技術で従来のアスファルト舗装より長寿命化が可能な技術。一定規模を有する修繕工事で使用できる技術。（図1 ①参照）

② 舗装の延命化技術

アスファルト舗装の診断区分Ⅲに至るまでの期間を延長することができる一定規模を有する既設アスファルト舗装路面から補修するものでアスファルト舗装の延命化が可能な技術。（図1 ②参照）

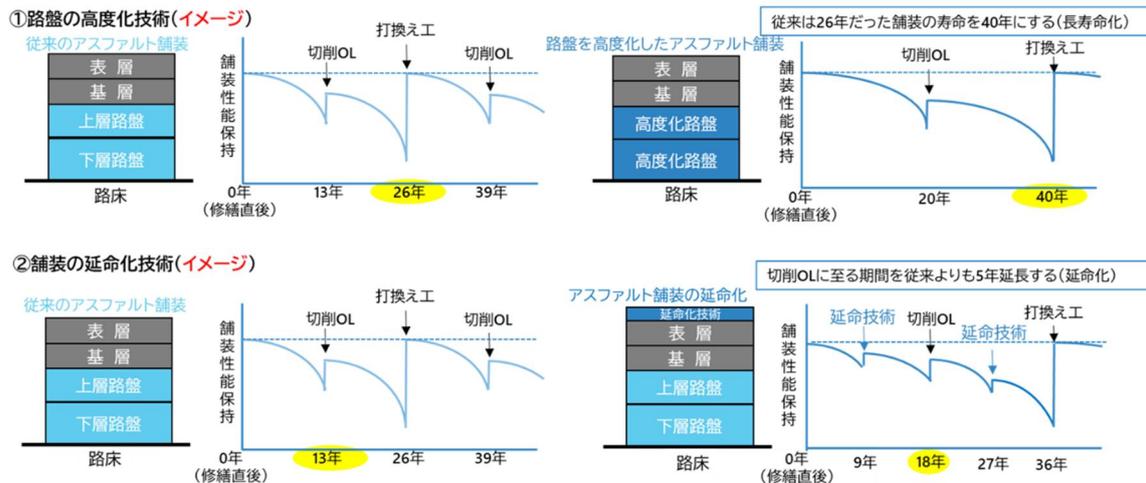


図 1 公募する技術のイメージ

(2) リクワイヤメント

① 路盤の高度化技術

- 1) 【長寿命化】 従来技術^{※1}に対して舗装の長寿命化が可能な技術
- 2) 【施工時間】 従来技術と同等もしくは少ない時間で施工・交通開放が可能な技術
- 3) 【LCC低減】 従来技術と比較してLCCが低減される技術
- 4) 【再生利用】 再生利用が可能である技術

② 舗装の延命化技術

- 1) 【延命化】 無処理の既設アスファルト舗装に対して舗装寿命の延命化が可能な技術
- 2) 【交通開放 (施工時間)】 日々の交通開放が可能である技術
- 3) 【LCC低減】 従来技術と比較してLCCが低減される技術
- 4) 【再生利用】 再生利用が可能である技術

※1：従来技術とは、舗装設計便覧、舗装施工便覧、舗装再生便覧に示される標準的な舗装構成・路盤材料を用いた技術とし、比較対象として応募者が適宜設定するものとする。

(3) リクワイヤメントに関する評価

リクワイヤメントに関する評価は、応募者により提出される下記(4)の評価方法における技術確認書により行うが、リクワイヤメントに関する評価にあたり「現場実証」が必要と判断された場合は、現場実証を行い、その結果も踏まえて評価する。

(4) 評価方法

① 路盤の高度化技術

- 1) 【長寿命化】応募技術が、従来技術と比較して路盤の高度化技術により舗装の長寿命化が図れていることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。
- 2) 【施工時間】応募技術が、施工時間の条件として応募技術の日当り施工量が従来の道路打換え工同等以上であること、日々交通開放が可能なことを応募時に提出される技術確認書により評価する。
- 3) 【LCC低減】応募技術が、従来技術より路盤の高度化技術によってLCCが低減されていることが示された応募時に提出される技術確認書により評価する。
- 4) 【再生利用】提案材料について、再生利用できることが示された応募時に提出される技術確認書により評価する。

② 舗装の延命化技術

- 1) 【延命化】応募技術が、表面処理を施していない無処理の既設アスファルト舗装と比較して、舗装の延命化技術によって診断区分Ⅲに至るまでの延命化が図れていることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。
- 2) 【交通開放（施工時間）】現道で施工される延命化技術が、日々交通開放が可能であることが示された応募時に提出される技術確認書により評価する。
- 3) 【LCC低減】応募技術が、無処理の既設アスファルト舗装より舗装の延命化技術によってLCCが低減されていることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。
- 4) 【再生利用】提案材料について、再生利用できることが示された応募時に提出される技術確認書により評価する。

(5) 応募技術の条件等

- 1) 応募技術について、その技術を客観的に評価する方法、証明する方法等が示された書類を技術確認書に必ず添付すること。
- 2) 現在開発中の技術についても応募可能であるが、リクワイヤメントに加え、新技術の成立性、現場適応性を裏付ける資料を添付すること。
- 3) 応募技術の内容を技術公募の評価に係わる者（技術検討委員会、事務局等）に対して開示しても問題ないこと。
- 4) 技術内容、試験結果のデータ等を公表することに対して問題ないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 「3 応募資格等」を満足すること。

3 応募資格等

- (1) 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」、「民間企業」もしくは「共同体」であること。
- (2) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」、「民間企業」もしくは「共同体」であること。

なお、行政機関^{※2}、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人および大学法人等については、自ら応募者とはなることはできないが、共同研究開発者として応募することはできるものとする。

※2：「行政機関」とは国および地方公共団体とそれらに付属する研究機関等全ての機関を指す。

- (3) 選定された技術については、供用中の路線において、現場実証を行う場合もあることから、施工及び現場実証箇所における計測、分析、評価を実施する上で必要な体制を構築できる者であること。
- (4) 予算決算および会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 応募方法

- (1) 資料の作成及び提出

応募資料は「応募資料作成要領」に基づき、日本語で作成すること。

提出方法は以下の方法とする。

- ・E-mailでの送信（上限10MB）^{※3}
- ・郵送^{※4}または持参

※3：E-mailの容量が上限を超える場合は、複数のメールに分割し送付すること。なお、各メールに全分割数とそのうちの何通目かを記載すること。

※4：郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする。

- (2) 提出（郵送）先

e-mail： pm-lp@jice.or.jp

住 所： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル9階
一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ
予防保全型への転換に向けた舗装延命技術公募担当 宛

5 公募期間

令和7年3月26日（水）～ 令和7年6月6日（金）

（郵送の場合は、締切日当日必着とする。）

6 ヒアリング

提出された応募資料の中で不明な箇所がある場合は、追加の資料提出やヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法および内容等について別途通知する。

7 公募に対応した応募技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

応募資料およびヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、選定する。

- 1) 公募技術（リクワイヤメント等）、応募資格等に適合していること。
- 2) 技術の検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- 3) 応募方法、応募書類および記入方法に不備がないこと。
- 4) 応募する技術が既に現場において適用されていること、あるいは応募する技術の成立性、現場適用性が明確であること。

(2) 選定結果の通知・公表

応募者に対して選定結果を文書で通知する。また、選定された技術については応募者と内容を協議した上、ホームページ等で公表することがある。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

(4) 現場実証

選定された技術について、以下の事項を考慮して現場実証を行うことがある。

- 1) 現場実証は、応募技術の対象道路への適用性、制約条件、応募資料等を踏まえて応募者と事務局等と協議の上、決定する（事前の基礎データ等が存在し、既に実道での試験施工等がされているものも含む）。なお、当該工区との比較のための比較工区を設定する。
- 2) 現場実証のうち直轄国道における施工においては、発注者が仕様書を作成・発注し、工事契約を行うものとする。
- 3) 現場実証期間中は、適切な時期に応募技術の効果を確認するために行う調査（計測、分析及び評価）を行うものとする（複数回にわたり調査する場合を含む）。
- 4) 現場実証で、計測、分析、評価を行い、その結果をホームページ等で公表する場合がある。
- 5) 路面状況に著しい損傷が確認されるなど、当該技術の性能が提案時資料と大きく乖離していることが確認された場合は、国土交通省ホームページ等で公表する資料を更新する。なお、直轄国道において、路面に著しい損傷が生じ、回復措置が必要と判断される場合、発注者、応募者（または発注者、応募者、工事受注者）で協議の上、損傷の原因を究明し、補修に対する費用負担を決定する。また、この費用負担に関する期間については工事請負契約書の契約不適合責任期間等で定める2年以内とする。なお、応募者と施工業者が異なる場合、応募者が現場実証に必ず立ち会い、指示通りに施工が行われているか確認し、施工不良がないことを応募者と工事受注者の両者で合意しておくこととする。

- ・ 修繕前後の表層の基準高は同一とする（かさ上げをしない）
- ・ 表層・基層は、従来技術（現場実証で比較対象となる舗装断面）と同種合材・同一構成を基本とする。
- ・ 現場実証にあたっての舗装構成・舗装材料は現場実証を行う箇所に応じて、別途、事務局等と協議のうえ定めるものとする。

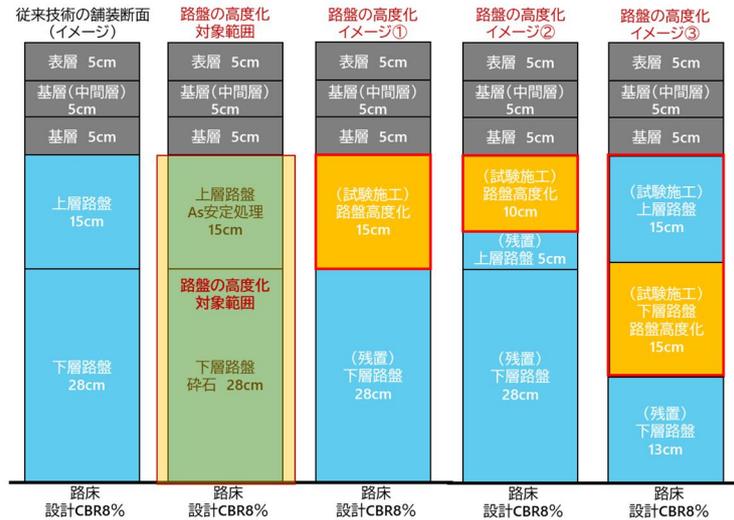


図 2 路盤の高度化 現場実証イメージ

- ・ 路床部までを含めた路盤の高度化を図る技術（イメージ④）も提案可能だが、現場実証にあたっての舗装構成・舗装材料は現場実証を行う箇所に応じて、別途、事務局等と協議のうえ定めるものとする。
- ・ また、路盤の高度化に併せて表・基層の新技术もセットで応募者から提案があった場合（イメージ⑤）は、それも含むものとするが、この場合「イメージ⑤」の現場実証については、路盤技術単体も評価できるよう、従来の表・基層を使用した路盤高度化（図-2 イメージ①）の現場実証も併せて実施するものとし、路盤の高度化の評価自体は図-2 イメージ①のもので行う。

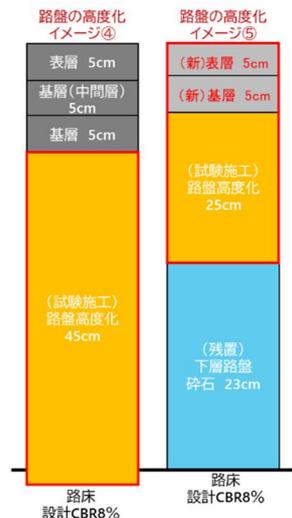


図 3 路盤の高度化（その他） 現場実証イメージ

8 費用負担

応募時および選定後に係る費用負担については、以下の通りとする。

- 1) 応募資料の作成、提出、リクワイヤメントに対する必要な試験、調査および結果の提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- 2) 現場実証の施工に要する費用については、以下の通りとする。
 - ① 直轄国道の維持・修繕工事等の一環として施工をする場合は、事前の路面調査および構造調査を含め国土交通省の負担とする。
 - ② 直轄国道（上記①）以外の場所となる施工（材料搬入、設置、撤去、道路規制、試験場の借用費用等）の場合は、事前の路面調査および構造調査を含め応募者の負担とする。
- 3) 現場実証期間における性能確認のための計測に要する費用は、応募者の負担とする。なお、計測項目については、別途指定する。
- 4) 現場実証期間における計測結果を用いた評価等については、国土交通省の負担とする。
- 5) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用については、応募者の負担とする。

9 その他

- (1) 応募資料は、本公募に係る事項のみに使用し、その他の目的で使用しない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 公募内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり受け付ける。

1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル9階

一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ

予防保全型への転換に向けた舗装延命技術担当宛（担当 藤村、白尾）

TEL:03-4519-5002 FAX:03-4519-5012

e-mail: pm-lp@jice.or.jp

令和7年3月26日（水）～令和7年6月6日（金）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。ただし12:00～13:00は除く）

2) 受付方法

面談、電話、FAX、E-mail（様式自由）にて受け付ける

以 上